

清原中学校いじめ防止基本方針 (最終改訂 平成30年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

【本校の基本認識】

- 「いじめは絶対に許さない」
 - ・全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という認識に立ち日々の生徒指導に取り組む。いじめを傍観する行為もいじめと同じ行為であるとの認識をもつ。
- 「いじめはどの生徒にも起こりうるものである」
 - ・いじめはどの生徒にも起こりうるという危機意識を持ち、生徒の表情や行動の変化や、生徒が発するサインを敏感に感じるようにする。
- 「いじめの未然防止」
 - ・学級担任だけでなく教科担任や部活動顧問など生徒の変化に気づいた教師が連絡を取り合う。また、学級という集団の中で生徒自らいじめを許さないという人権感覚を高められるよう指導する。休み時間等の教職員の巡視の徹底を図る。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起これにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

⑥ 教員の教育相談の技術向上

- ・ 早期発見、早期対応のために学び続ける教員として生徒、保護者に寄り添った教育相談技術の習得に努める。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ対策等委員会

【構成員】 校長・副校長・主幹教諭・各学年主任・保健主事・生徒指導主事・養護教諭
スクールカウンセラー（地域学校園 S C）・学年生徒指導担当・教育相談担当
該当生徒の担任

（必要に応じて他の関係職員、PTA 会長、地域協議会長も参加する。）

【取組内容】

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
 - ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
 - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
 - ・指導計画の実施状況の把握と改善
- など

② 生徒指導部会（週 1 回）

【構成員】 校長・副校長・主幹教諭・生徒指導主事・養護教諭・各学年生徒指導担当

③ 教育相談部会（週 1 回）

【構成員】 校長・副校長・主幹教諭・教育相談係・生徒指導主事・養護教諭
各学年教育相談担当

【取組内容】

- ・情報交換
- ・全体指導計画の立案，改善
- ・問題行動を持つ生徒への支援
- ・指導計画の確認，改善
- ・生徒心得の確認，改善
- ・長期欠席傾向の生徒への支援計画の立案，改善
- ・特別な配慮が必要な生徒への支援計画の立案，改善
- ・いじめの被害生徒への支援

④ 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

「短期療法(ブリーフセラピー)」を用いたカウンセリング技術の向上を目指した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

①いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施（年3回）
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（3月）
- ・ いじめ根絶標語の作成（5、6月）
- ・ 清原地域学校園児童生徒指導強化連絡会、不登校対策連絡会の実施（学期に1回）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ 学校生活のアンケート（教育相談・三者懇談前の年3回）
- ・ いじめゼロのアンケート・いやなことアンケート（年4回）
- ・ いじめ根絶集会の実施（5月・10月に実施）
- ・ いじめゼロ学級活動の実施
- ・ いじめゼロポスターの作成、校内掲示（7月・9月）
- ・ いじめゼロシール着用
- ・ 校長室たよりによる地域への情報発信

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 学校生活において、規範意識や思いやりなど、豊かな心をはぐくむため「宮っ子心の教育」を推進する。
- ・ 生徒会主催のあいさつ運動を推進し、元気で明るい雰囲気を醸成する。
- ・ 「ちくちく言葉の禁止・ふわふわ言葉の推進」を小中連携して取り組み、相手を思いやる心遣いを育む。
- ・ 校内美化コンクールや緑化活動を通して、美しいものを美しいと感じられる心を育む。
- ・ 自主学習や部活動などをとおして、目標に向かって取り組む生徒を育てる。

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定をする。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進をする。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ 生徒会主催の「いじめゼロ集会」の開催や、いじめゼロ黄色いリボンシールを名札に貼ることをとおして、「いじめは絶対に許さない」のスローガン啓発を行う。また、PDCA サイクルを活用し、現在の取組に問題がないかチェック機能を生かしながら推進していく。

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対する理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導をする。

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・ 校長室たよりなどで、いじめ等の発生時に相談することができる窓口があることを周知する。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・ 日々の記録を記入するスタンダードダイアリーを担任教師と生徒でやりとりすることにより、生徒の変化やいじめの早期発見に努める。

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 生徒への定期的なアンケート調査（年4回）や教育相談（年2回）の実施する。
- ・ アンケート調査を教育相談前に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたり、実効性の向上を図る。

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりし、ネットいじめを早期発見する。
- ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについて啓発する。
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し、校内研修を実施する。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」のかななどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・ 認知したいじめについての加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等について連携する。

③いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめに関係する生徒及び保護者への指導・支援等

- ・ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生の安全確保に努めるとともに、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言をする。

ウ 「いじめの解消」について

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態であること。この2つの条件が満たされて解消されていることとする。
- ・ 被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて

- ・ いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携する。

オ いじめの解決に向けた連携

- ・ いじめの解決に向けて保護者との連携を図ると同時に、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携し、改善を図る。

④家庭，地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携，家庭への啓発

- ・ 学校でのいじめ対策等について，地域に発信していく。

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合，学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報を行う。
- ・ 事案に応じて，児童相談所や教育委員会等と連携を図る。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命，心身，又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき，もしくは，いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安），学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは，いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速，組織的に行うとともに，直ちに市教育委員会に報告する。また，市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに，必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより，保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど，P D C Aサイクルを踏まえて，取組内容や取組方法を改善する。